

令和7年度障がい者向け合同企業説明会開催委託業務に係る仕様書

1 委託業務名

令和7年度障がい者向け合同企業説明会開催委託業務

2 目的

障がい者と県内企業がつながる機会を提供し、企業が障がい者や保護者等に対し、自社の魅力や強みをPRするとともに、障がい者の県内企業に対する理解を深めることにより、障がい者の雇用促進を図る。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

4 委託業務の内容

「障がい者向け合同企業説明会」の開催

(1) 開催概要

日時及び開催場所については、以下のとおりとする。

なお、開催場所の仮予約は県において行い、使用料等の経費は当該委託料に含むものとする。

開催日時：令和8年1月29日（木） 10：00～15：30（予定）

開催場所：大分レンブラントホテル 2階「二豊の間」

開催形式：個別面談形式による合同企業説明会

参加企業：80社程度

※上記のうち、午前・午後それぞれ40社として算定

参加者：県内企業の採用担当者等 約200名程度

就職を希望する障がい者、保護者等 約300名程度

※ブース設営・撤去作業は受託者で行う。

※会場については、当日8：00～17：00まで県にて仮予約済み

(2) 会場運営

- ① 施設内にスタッフ（手話通訳、要約筆記含む）を配置し、参加企業及び参加者の会場への入室から退室までの受付、誘導、会場内アナウンス及び体調不良者等への救急対応など、運営全般を行うこと。
- ② 各ブースでの企業説明は、参加者1人あたり15分を目安とすること。
- ③ 会場内に待機スペースを設けるなど、参加者（障がい者等）の体調不良等の防止に

努めること。

※同ホテル2階の「久住の間」も使用可能（仮予約済み）

- ④ 参加企業の情報を掲載したパンフレットを作成し、参加者へ配布すること。
- ⑤ イベント終了後も企業と参加者が繋がりを持てるよう工夫すること。
- ⑥ 参加者が多くの企業の説明を聞く機会を増やせるよう工夫すること。
- ⑦ 来場特典として、就職を希望する障がい者、保護者等を対象としたノベルティ等の準備をして、配布すること。

※ノベルティの購入先については、障がい者就労施設等とする。単価は、1人あたり200円程度とし、300名分用意すること。

（3）設営・撤去

- ① 会場には参加企業ごとにブースを設置すること。ブースは、長机2台、企業担当者用椅子2脚、障がい者用椅子2脚を基本仕様とする。
- ② 設置するブース数は、午前・午後それぞれ40ブース程度とする。なお、参加者（障がい者等）に配慮したレイアウトとすること。
- ③ 企業と参加者のコミュニケーションが円滑に行われるよう、ブース間にパーテーション等の仕切りを設置するなど工夫すること。
- ④ 会場内のブースレイアウトは開催日の2週間前までに県に提案し承認を得ること。
- ⑤ 各ブースには社名等を記載したプレートを設置するとともに、企業の希望に応じて電源を用意すること。
- ⑥ 施設内で混雑が予想される場所については、ロープ等により予め動線の整理を行うこと。

（4）参加者及び参加企業の募集

- ① 参加者・参加企業の申し込み受付及び決定は、県と調整したうえで受託者が行うものとする。
- ② 参加者・参加企業の申し込みができ、参加企業の情報や本説明会の詳細等がわかる特設HPを作成すること。

（5）広報活動

- ① ポスター・チラシ、WEBプロモーション、新聞広告等により周知広報行うこと。
- ② ポスター・チラシ等は受託者にて制作を行い、広報活動は、受託者と県が協力して行うものとする。

（6）アンケートの実施

参加企業・参加者（障がい者・保護者等）に対してアンケートを実施し、回収のうえ

集計を行うこと。参加者からのアンケートを回収できる仕組みを工夫すること。

(7) 禁止事項

会場内では以下の行為を禁止する。

- ① 面接及び職業紹介（あっせん）とみなされる行為
- ② エントリーシート等の提出を求める行為

5 実績報告書の提出

全業務完了後に提出する実績報告書については、参加人数や運営状況の報告だけでなく、アンケート結果等をもとに、業務の目的に対する本イベントの評価・分析を報告すること。

また、参加企業へは令和8年3月上旬を目処に、イベント終了後に雇用につながった事例や参加者との連絡の有無について追加調査を行い、実績報告書へ掲載すること。

6 委託候補者の責務

- (1) 本業務の実施にあたっては、安全管理、危機管理等について十分配慮すること。
- (2) 本業務の過程において、県から指示された事項について、迅速かつ的確に実施すること。
- (3) 事業効果を高めることを目的に、当該仕様以外の内容を付加することは、差し支えない。
- (4) 不測の事態により、定められた期日までに業務委託を完了することが困難になった場合は、直ちにその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。
- (5) 受託事業の実施に伴う制作物（特設ホームページ、広報用チラシ等）に係る権利は大分県に帰属するものとする。
- (6) 本業務を遂行するにあたり知り得た機密情報及び個人情報について、漏えい等の防止等適切な管理のために必要な措置を講じ、本事業の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。
- (7) 本業務の遂行中に第三者に与えた損害等については、県の責めに帰すべき事由による場合を除き、責任を負うこと。

7 その他

- (1) 業務の内容については、県と調整の上、受託者が行うこと。
- (2) 契約締結後、この仕様書に記載されていない事項が発生した場合及びこの仕様書に疑義が生じた場合には、県と委託候補者で協議し、変更内容について決定するものとする。